

# 配布資料一覧

- 1 会議次第
- 2 出席者名簿
- 3 座席表
- 4 資料 1 - 1 ケアラー・ヤングケアラー実態調査について
- 5 資料 1 - 2 埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調査票
- 6 資料 1 - 3 埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査票
- 7 資料 2 - 1 ケアラー支援に関して実施している主な取組について
- 8 資料 2 - 2 各委員からの意見（ケアラー支援に関する施策について）

# 令和2年度第2回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

## 次 第

日 時：令和2年8月6日（木）

14:00～16:00

場 所：埼玉会館6C会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議事

（1）ケアラー・ヤングケアラー実態調査について

（2）ケアラー支援に関する施策について

4 その他

5 閉会

## 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

No.	氏名	所属・役職	分野
1	イシヤマ レイコ 石山 麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授	学識
2	シブヤ トモコ 澁谷 智子	成蹊大学文学部現代社会学科 教授	
3	ハヤシ ヒロエ 林 裕栄	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授	
4	タナカ ハジメ 田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事	関係団体
5	ハナマタ ヨミ代 花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 代表世話人	
6	ホリヨシ エイコ 堀越 栄子	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事	
7	アリイ ユウジ 有井 勇司	公募委員	一般公募
8	タキサワ レイコ 滝澤 玲子	公募委員	
9	ヒロサワ ケンイチ 廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	事業者
10	ヒラオ ミキオ 平尾 幹雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長	労働者
11	ハセベ トモコ 長谷部 朋子	春日部市第6地域包括支援センター センター長	支援機関
12	イシヤマ ヒデオ 石山 英雄	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長	
13	イイダ アツシ 飯田 敦	埼玉県高等学校長協会 会長	教育機関
14	コジマ ジュンジ 小島 淳史	さいたま市保健福祉局長寿応援部 いきいき長寿推進課 課長補佐	行政機関
15	カネコ ナオシ 金子 直史	埼玉県福祉部地域包括ケア局長	

(敬称略・順不同)

# 令和2年度第2回 埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議座席表

令和2年8月6日(木)14時～  
埼玉会館6C会議室

石山委員長 金子副委員長 林委員

○ ○ ○

澁谷委員

○

花俣委員

○

堀越委員

○

有井委員

○

滝澤委員

○

廣澤委員

○

平尾委員

○

長谷部委員

○

石山委員

○

飯田委員

○

小島委員

○

田中委員

○

傍聴席

事務局

○ ○ ○ ○

## ケアラー・ヤングケアラー実態調査について

### 1 ケアラー実態調査

#### (1) 地域包括支援センター及び介護者サロン関係

##### ア 調査目的

ケアの状況、ケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し計画の策定に役立てる。

##### イ 調査対象・数

高齢者等の介護者 約 1,500 人（回収率目標 80%）

##### ウ 調査方法

県内の各地域包括支援センター及び介護者サロンへ調査票を送付し、介護者（ケアラー）に対し調査票への回答を依頼する。

介護者（ケアラー）は回答後、地域包括支援センター・介護者サロンに調査票を提出し、県に送付する。

※県内地域包括支援センター 283 か所

（7 月下旬配送、9 月初旬までに返送予定）

県内介護者サロン 34 か所

（新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い活動休止が多いため、今度の再開状況を見ながら実施予定）

##### エ 調査項目

・別添「埼玉県ケアラー支援計画のためのケアラー実態調査票」のとおり

#### (2) 障害者相談支援事業所等調査

障害者相談支援事業所等を通じてケアラー本人に、また、関係団体に対して調査票等による調査を実施する。

### 2 ヤングケアラー実態調査

#### (1) ヤングケアラー本人

##### ア 調査目的

ヤングケアラーの実態が不明なため、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握する。同時に、ケアの状況、ヤングケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し計画の策定に役立てる。

##### イ 調査対象・数

県内の高校 2 年生 約 55,000 人（回収率目標 80%）

##### ウ 調査方法

県内の各高校へ調査票を送付し、高校を通じて生徒に回答を依頼する。生徒の回答を高校において回収後、県に郵送する。

※県立高校 139 校、市立高校 5 校、私立高校 48 校、国立高校 1 校  
（7 月中旬配送。9 月初旬までに返送予定）

エ 調査項目

別添「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査票」のとおり

(2) ヤングケアラー関係

ヤングケアラーからの相談を受ける可能性のあるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへの調査を行う。

## 調査にご協力をお願い

「ケアラー」とは高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方です。

<こんな方がケアラーです（イメージ）>



障害のある子どもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかにもできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

◎ケアラーの方には様々な負担があるにも関わらず、社会的な認知度は高いとは言えず、悩みを抱えたまま生活しているケアラーの方は少なくありません。

◎県は、このようなことを踏まえ、ケアラーの方々にさらに支援していくための計画（「埼玉県ケアラー支援計画」）を作ることになりました。

◎計画には、県や県民の方々がこれから取り組んでいくことを定めます。そのために、できるかぎり皆様のご意見を反映させたいと考えています。

◎お忙しいとは存じますが、ぜひ調査へのご協力をお願いします。

◎原則、各問においては、、（レ点、塗りつぶし）又は記述での回答をお願いします。

## この調査に関するお知らせ

◎この調査は、地域包括支援センターや介護者サロン等を通じて調査の依頼をおこなっています。

◎この調査は無記名で行います。回答は自由です。回答しなくてもあなたに不利益は全くありません。

◎答えにくい質問は、お答えいただくなくても構いません。無理のない範囲で回答してください。

◎回収した調査票は厳重に保管し、集計後は速やかに破棄します。

◎集計はデータを統計的に処理して行いますので、ご協力いただいた方が特定されることはありません。

◎集計結果は県のホームページなどで公表します。調査結果は今後のケアラー支援施策に生かしてまいります。

（お問い合わせ先）

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話：048-830-3256

メール：a3250-03@pref.saitama.lg.jp

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

\*このアンケートでは、「介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供すること」を「ケア」と言います。

## 1 あなた（ケアラー）ご自身について

(1) あなたの性別と年齢を教えてください。

男性 女性 その他 [ ] 歳

(2) あなたの家では、あなたを含めて同居している方は何人ですか。 [ ] 人

(3) あなたご自身の現在の就労等の状況について教えてください。

正規雇用（正社員・正規職員）

非正規雇用（契約社員・派遣社員・パート・アルバイト等） 自営業

主婦（夫） 家族従業者 無職

## 2 ケアの状況について

次の(4)～(10)について表に記入してください。その他の選択肢を選んだ場合は、数字を表に記入し詳細は選択肢[ ]中に記入してください。

被介護者	(4) 関係	(5) 性別	(6) 年齢	(7) 生活場所	(8) 相手の状況	(9) ケアの内容	(10) 利用サービス
(記入例)	義母	女性	82	①	⑧、⑨	①、⑥	⑧、⑬
1人目							
2人目							
3人目							

(7) ケアを受けている方は、現在どのような場所で生活していますか。

①在宅（同居） ②在宅（別居） ③施設入居中 ④病院に入院中 ⑤その他[ ]

(8) ケアをしている相手の状況について教えてください。（複数回答可）

①病気 ②難病 ③身体障害 ④知的障害 ⑤精神障害 ⑥高次脳機能障害

⑦依存症 ⑧認知症 ⑨高齢・老化による心身機能の低下

⑩その他[ ]

(9) あなたが行っているケアの内容について教えてください。（複数回答可）

①買い物、食事の用意や後片付け、洗濯、掃除などの家事をしている

②買い物同行などの外出の援助をしている

③通院の援助をしている

④ATMでの入出金や各種料金の支払いなどの金銭管理をしている

⑤屋内の移動、入浴、排泄、着替え、食事などの身体的な介護をしている

⑥本人の気持ちを支えるために、話しかけたり、そばにいたり、見守りをしている

⑦徘徊や昼夜逆転などの認知症の行動への対応やその防止のための見守りをしている

⑧服薬の声掛けや準備、体温や血圧測定などの医療関連の手助けをしている

⑨経管栄養の管理や痰の吸引などの医療的ケアをしている

⑩役所や事業所等との連絡や書類などの諸手続きをしている

⑪その他[ ]

(10) 利用している（したことがある）サービスについて教えてください。（複数回答可）

①通所サービス（デイサービス・デイケア等） ②訪問サービス（介護、看護等）

③宿泊サービス（ショートステイ等） ④移送支援サービス ⑤介護者サロン・カフェ等

⑥利用していない ⑦その他[ ]



- (11) あなたがケアをしている頻度はどれくらいですか？  
 毎日  週4～6日  週2～3日  週1日  月に数日  その他[ ]
- (12) あなたが1日にケアをしている時間はどれくらいですか？  
 1時間未満  1時間以上2時間未満  2時間以上4時間未満  
 4時間以上6時間未満  6時間以上8時間未満  8時間以上
- (13) あなたがケアをするようになってどのくらいたちますか？  
 20年以上  10年以上20年未満  5年以上10年未満  
 3年以上5年未満  1年以上3年未満  1年未満

### 3 あなた（ケアラー）ご自身のケアの影響について

- (14) あなたの健康や健康維持の状態について教えてください。(複数回答可)  
 身体的不調がある  精神的不調がある  睡眠不足である  通院している  
 持病があるが通院できない  健康診断に行く時間が取れない  休養がとれない  
 運動不足である  その他[ ]  特に問題ない
- (15) ケアにより就労状況は変化しましたか？  
 ケアのために退職した⇒(16-2)へ  ケアのために勤務時間を減らした  
 ケアのために転職した  ケアのために就労経験が無い  
 ケアによる就労状況の変化はない
- (16-1) 就労を続けられている理由(複数回答可) ※就労を続けている方のみ回答  
 各種サービスの利用  家族のサポート  勤務時間の短縮  
 配置転換・勤務地変更  転職  介護休暇の取得  
 相談先の紹介  わからない  その他[ ]
- (16-2) ケアを機に退職した理由(複数回答可) ※ケアのために退職された方のみ回答  
 身体的疲労  精神的疲労  代わりにケアを担う人がいない  
 サービスが利用できなくなった  業務が多忙でケアの時間がとれない  
 介護と両立できる職場環境ではなかった  
 退職を勧められた  その他[ ]

### 4 ケアに関する相談について

- (17) あなた以外で、ケアに協力してくれる人について教えてください。(複数回答可)  
 父  母  祖母  祖父  兄弟・姉妹  親戚  近所の人や知人  
 医療者やサービス事業所の人  その他[ ]  誰もいない
- (18) あなたが信頼して相談できる人や窓口・機関があれば教えてください。(複数回答可)  
 家族  家族会  地域包括支援センター  ケアマネジャー  
 障害者（児）相談支援事業所  子育て支援機関  民生委員・児童委員  
 介護者サロン  医療者やサービス事業所の人  
 電話相談窓口  その他[ ]  誰もいない
- (19) ケアが原因でケアラーである自分自身の生活や人生について何か悩みがありますか。  
 ある⇒(20)へ  ない⇒(21)へ

(20) ご自身の生活や人生に関する悩みについて選んでください。(複数回答可)

- 心身の健康                      経済的な問題                      仕事に就けない
- 職場の人間関係                      仕事とケアと自分の生活のバランスがとれない
- ケアをしている相手との関係                      家族関係                      近隣との関係
- 医療機関や介護事業所との関係                      行政との関係                      自分の自由な時間が取れない
- ケアしている相手へのサービスの質・量の不足
- ケアラー緊急時のケアをしている相手へのサービス
- 将来への見通しが持てない    その他[    ]

(21) もしもの場合、あなたに代わって被介護者のケアを担ってくれる人はいますか。

- いる                      頼めばいる                      頼めばいるが頼みにくい                      いない

## 5 求める支援について

(22) ケアラーご自身に必要なと思われる支援はありますか。(複数回答可)

- 電話や訪問による相談体制の整備                      ケアラーに役立つ情報の提供
- 気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保                      気軽に情報交換できる環境の紹介・提供
- 勤務しやすい柔軟な働き方                      就労及び再就職への支援
- 24時間対応の在宅サービスの提供                      入居施設等の生活の場の整備・充実
- 災害時も含め、緊急時に利用できてケアをしている相手の生活を変えないサービス
- 親や家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続
- 社会的なケアラー支援への理解                      専門職や行政職員のケアラー支援への理解
- 経済的支援                      ケアラーの健康管理への支援
- その他[    ]

## 6 その他

(23) 新型コロナウイルス感染症対策の前後であなたのケアの状況に変化はありましたか。

- 負担が増えた                      負担が減った                      変わらない

7 ケアラーにとっての悩みや行政や関係機関等への要望をご自由にお書きください。

また、新型コロナウイルスの影響で特に困ったことがありましたらお書きください。

以上で調査は終わりです。御協力ありがとうございました。

## 調査へのご協力をお願い

「ヤングケアラー」とは、本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者のことを指します。

<こんな人がヤングケアラーです(イメージ)>



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

◎ヤングケアラーの方には様々な負担があるにも関わらず、社会的に十分理解されているとは言えず、悩みを抱えたまま生活している方も少なくありません。

◎県はこのようなことを踏まえ、ケアラー、ヤングケアラーの方々を支援していくための計画(「埼玉県ケアラー支援計画」)を作ることにしました。

◎計画には、県や県民の方々がこれから取り組んでいくことを定めます。そのために、できるかぎり皆様の御意見を反映させたいと考え、県内の高校2年生を対象に実態調査を行うこととしました。

ぜひ調査への協力をお願いします。

◎原則、各問においては、、 (レ点、塗りつぶし)又は記述での回答をお願いします。

## この調査に関するお知らせ

◎調査は無記名で行います。回答は自由です。回答しなくてもあなたに不利益は全くありません。

◎答えにくい質問は、答えなくても構いません。無理のない範囲で回答してください。

◎回収した調査票は厳重に保管し、集計後は速やかに破棄します。

◎集計はデータを統計的に処理して行いますので、個人が特定されることはありません。

◎集計結果は県のホームページなどで公表します。調査結果は今後のヤングケアラー支援施策のために生かしてまいります。

(お問い合わせ先)

埼玉県福祉部地域包括ケア課 地域包括ケア担当

電話:048-830-3256 メール:a3250-03@pref.saitama.lg.jp

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

\*このアンケートでは、「介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供すること」を「ケア」と言います。

1 あなたの性別を教えてください。

男性 女性 その他

2 表紙の「こんな人がヤングケアラーです」のイラストを見て、あなたは自分が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思いますか？

はい いいえ →18へ

3 あなたがケアをしている（していた）相手の状況について、教えてください。

相手が複数いる時は、それぞれについて教えてください。

「相手の状況（記号）」欄については、次から当てはまるものを全て選んで書いてください。

ア:病気 イ:身体障害 ウ:知的障害 エ:発達障害 オ:精神障害

カ:依存症 キ:認知症 ク:高齢による衰弱 ケ:幼い(未就学、小学生) コ:その他

	あなたから見た関係性	相手の年齢（だいたい）	相手の状況（記号）
（記入例）	母	60	ア、カ
1人目			
2人目			
3人目			

4 あなたは普段どんなケアを行っていますか（いましたか）。当てはまるもの全てチェックしてください。

家の中の家事（食事の用意、後片付け、洗濯、掃除など）をしている。

家庭管理（買い物、家の修理仕事、重いものを運ぶなど）をしている。

金銭管理（請求書の支払い、銀行でのお金の出し入れなど）をしている。

家計支援（家族のためにバイトで働くなど）をしている。

言語やコミュニケーションのサポート（家族のために通訳をする、書類や手紙などを説明して対応するなど）をしている。

医療関連の手助け（薬を飲んだか確かめるなど）をしている。

通院の介助をしている。

入院や入所をしている家族に会いに行く。

医療的ケア（経管栄養の管理や痰の吸引など）をしている。

身の周りのケア（衣服の脱ぎ着の介助、入浴・トイレの介助、移動介助など）をしている。

感情面のケア（その人のそばにいる、元気づける、話しかける、見守る、その人を散歩など外に連れ出したりする）をしている。

きょうだいのケア（自分一人で、あるいは親と一緒に、きょうだいの世話をする）をしている。

その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

5 あなたがケアをしている（していた）頻度はどれくらいですか？

毎日 週に4～5日 週に2～3日 週に1日 1か月に数日

その他（ \_\_\_\_\_ ）

6 あなたが学校のある平日にケアをしている（していた）時間は1日何時間くらいですか？

1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上4時間未満

4時間以上6時間未満 6時間以上8時間未満 8時間以上

- 7 あなたが休日にケアをしている（していた）時間は1日何時間くらいですか？
- 1時間未満                       1時間以上2時間未満                       2時間以上4時間未満  
 4時間以上6時間未満                       6時間以上8時間未満                       8時間以上

- 8 あなたがケアをするようになった（していた）のは、いつ頃からですか？
- 小学校に入る前から                       小学校1～3年生頃                       小学校4～6年生頃  
 中学生の時                       高校生になってから

- 9 あなたがケアをする理由はなぜですか？ 当てはまるもの全てチェックしてください。
- 親の病気や障害、精神疾患、入院のため                       ひとり親家庭であるため  
 親が仕事で、忙しいため                       年下のきょうだいがいるため  
 祖父母の病気や加齢、入院のため                       きょうだいに障害があるため  
 親が家事をしない状況のため                       親にとって日本語が第一言語でないため  
 福祉サービスを利用していないため                       他にケアをする人がいなかったため  
 ケアをしたいと自分で思ったため                       その他（具体的に：                      ）

- 10 あなたが家で行うケアを、一緒にやってくれる人や手伝ってくれる人は誰ですか？
- 父    母    祖父    祖母    姉    兄    妹    弟    親戚    近所の人    知人  
 ヘルパーや福祉サービスの人    その他（具体的に：                      ）  
 誰もいない（自分だけ）

- 11 家族のケアをしているために、自分の生活にどんな影響が出ていると思いますか？  
当てはまるもの全てチェックしてください。
- 学校を休みがちになっている    学校への遅刻が多い    部活ができない  
 勉強の時間が充分に取れない    授業に集中できない    成績が落ちた  
 友人と遊ぶことができない    周囲の人と会話や話題が合わない  
 ケアについて話せる人がいなくて、孤独を感じる    ストレスを感じている  
 睡眠不足    しっかり食べていない    体がだるい    自分の時間が取れない  
 進路についてしっかり考える余裕がない    受験の準備ができていない  
 アルバイトができない    特に影響はない

- 12 ケアに関する悩みや不満、愚痴を話せる人はいますか？
- いる    いない
- （いる場合）どなたですか？ 当てはまるもの全てチェックしてください。
- 父    母    兄弟姉妹    祖父    祖母    親戚    友人  
 担任の先生    保健室の先生    スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー  
 福祉サービスの人（介護職員、ヘルパーなど）    医師    看護師  
 近所の人    アルバイト先の人    SNS上で出会った人    電話相談のスタッフ  
 その他（具体的に：                      ）

- 13 新型コロナウイルス感染症対策の前後であなたのケアの状況に変化はありましたか
- 負担が増えた                       負担が減った                       変わらない

新型コロナウイルスの影響で、特に困ったことは何ですか？

（ ）

14 以下の中で、こんなサポートがあったらいいと思う項目はありますか？

当てはまるもの全てチェックしてください。

- 家族の病状が悪化するなど、困った時に相談できるスタッフや場所
- 家族のケアをしている他のヤングケアラーと話し合えること
- 学校で宿題や勉強をサポートしてくれること
- 自分がケアをしている相手の病気や障害について、わかりやすく説明してもらえること
- 福祉サービスに関する情報がわかりやすく得られること
- 福祉サービスの人と会って話をするができること
- 自分の代わりに家事やケアをしてくれる人がいること
- 信頼して見守ってくれる大人がいること
- 学校の先生や他の生徒がヤングケアラーについて知り理解を深める機会があること
- 自分の将来のことを相談できる場があること
- 自分の自由になる時間が増えるようなサポート
- その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )
- 特にない

15 あなたの最近1カ月の健康状況について教えてください。

- 良好     おおむね良好     普通     やや不良     不良

16 あなたは、学校のある日は、1日にどれくらい家で勉強をしますか？

- 15分未満                       15分以上 30分未満                       30分以上 1時間未満  
 1時間以上 2時間未満                       2時間以上 3時間未満

17 あなたは、今の生活に満足していますか？

- 満足     どちらかと言えば満足     普通     どちらかと言えば不満     不満

18 あなた自身、周囲の友人などから、ケアについての悩みを聞いたことはありますか？  
ある場合、あなたはどのような対応をしましたか？

19 このアンケートに関する感想をお書きください。学校や行政に求める支援、悩み、要望など、なんでも書いていただければと思います。

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。



## ケアラー支援に関して実施している主な取組について

## 1 ケアラーに関する普及啓発(一般県民向け、ケアラー支援になり得る関係機関・事業者向け)

事業名	内容	担当部局	担当課	備考
NPO情報ステーション、共助ポータル運営事業	県や団体等が行う助成の周知やNPOなどの活動情報の発信など、県民やNPOに向けた共助に関する情報発信を行う	県民生活部	共助社会づくり課	
地域包括ケアシステム構築促進事業	ケアラー・ヤングケアラーに係る啓発漫画の活用による理解促進	福祉部	地域包括ケア課	
認知症の人にやさしい地域づくり推進事業(認知症サポーター養成促進事業)	認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域社会を構築するため、認知症を正しく理解し温かく見守る「認知症サポーター」の養成を促進する	福祉部	地域包括ケア課	令和2年3月末現在累計 52万5千人
いきトク情報	循環器・呼吸器病センターのホームページで、社会保障制度の利用や在宅療養、転院、介護の手続などを簡潔な説明で紹介している	病院局	経営管理課	

## 2 ケアラーに対する支援(福祉サービス全般、ケアラー本人の心身や仕事との両立に関する相談支援、サロン(集いの場)の開催支援、レスパイトケアなど)

事業名	内容	担当部局	担当課	備考
私立学校運営費補助	学校内の相談体制の確立のためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置に対する支援	総務部	学事課	
男女共同参画推進センター運営費(相談事業)	男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるほか、女性に対する暴力防止を啓発するためのセミナー等を開催している	県民生活部	男女共同参画課	
自立相談支援等事業	生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、その人に応じた支援を行い、自立の促進を図る	福祉部	社会福祉課	
学習支援事業	生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生に学習支援を実施	福祉部	社会福祉課	
ピアカウンセリング事業(委託)	精神障害者の家族を対象に交流会を実施し、障害者を支える家族が相談相手になることともに、家族同士の交流の機会を持ち、「精神障害の家族による家族支援」を行う	福祉部	障害者福祉推進課	
高次脳機能障害ピア・カウンセリング事業(委託)	電話相談と地域交流(相談)会を実施し、当事者やその家族の相談を受け支援につなげる取組を行う	福祉部	障害者福祉推進課	
発達障害親支援事業(委託)	子どもが発達障害と診断された親等に対し、発達障害の子どもを育てた経験のある親(ペアレントメンター)が先輩として適切な情報提供をするなど支援する	福祉部	障害者福祉推進課	
在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業費	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイやデイサービスによるレスパイトケアの充実を図る	福祉部	障害者支援課	
認知症ケア支援事業(認知症施策普及・相談・支援事業)	認知症高齢者やその家族に対し、電話相談窓口の設置や交流集会等の開催により、認知症の知識や介護技術の提供及び精神面の支援を行う	福祉部	地域包括ケア課	令和2年度は認知症の人と家族の会埼玉県支部に委託
若年性認知症施策推進事業(若年性認知症支援コーディネーター設置等事業)	専門職のコーディネーターを配置することにより、若年性認知症の本人やその家族への相談対応や居場所づくりを行うなど、総合的な支援体制を整備する	福祉部	地域包括ケア課	令和2年度は認知症の人と家族の会埼玉県支部に委託
ケアラー入院時における要介護者や障害児者の居場所確保対策	ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院した場合等に、濃厚接触者である要介護者や障害児者が安心して生活できる場所とケアの確保を行いケアラーが在宅復帰するまでの間、要介護者を支援する	福祉部	地域包括ケア課	
介護すまいる館事業	介護する家族等の負担を軽減するための福祉用具等の利用を支援する	福祉部	高齢者福祉課	指定管理は社会福祉課
利用者支援事業	子育て家庭が抱える子育てや家庭の悩み・問題に対して、適切なサービスや支援機関の利用に繋げる相談支援を実施する	福祉部	少子政策課	
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭が抱える子育てや家庭の悩み・問題に対して、助言等の相談支援を実施する	福祉部	少子政策課	
子供と家庭電話相談事業	いじめ、虐待、体罰など子供の権利侵害の問題をはじめ、子育てに悩む親や身の回りの様々な出来事に関して悩みを抱える子供自身から、安心して気軽に相談できる電話相談窓口を運営する	福祉部	こども安全課	毎日実施(祝日・年末年始除く)、相談時間:10:30~18:00
在宅医療連携拠点の機能強化研修	在宅医療連携拠点が在宅療養を希望する患者・その家族や医療介護関係機関からの相談に適切に応じられるよう研修を開催	保健医療部	医療整備課	
埼玉県小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業(ピアカウンセリング)	小児慢性特定疾病児等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児等を養育していた親等による助言及び相談等を行うことにより、小児慢性特定疾病児等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る	保健医療部	健康長寿課	
在宅難病患者一時入院事業	人工呼吸器を装着している病状の安定している在宅難病患者が、家族(介護者)の病気や事故等により在宅療養が困難となった際に、一時的に入院することができる事業	保健医療部	疾病対策課	
仕事と生活の両立支援事業	介護・子育て・がんなどの病気治療等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報提供を行うことにより、離職を防止し、仕事との両立を支援している	産業労働部	雇用労働課	相談のうち「介護」の件数・H30年度:18件・R元年度:13件
【小児】地域連携・相談支援センター	外来看護師や病棟看護師が患者本人、保護者、同胞がケアラー、ヤングケアラーであることをキャッチし地域連携・相談支援センターに情報提供その後、MSWやCLSが相談支援を行うとともに福祉サービスの紹介や必要に応じて地域の担当保健師、スクールSW等へ繋げ、地域全体で支援できるよう連携	病院局	経営管理課	
【精神】家族教室(第5病棟、第6病棟)	精神障害の患者を持つ家族を対象に情報提供や家族交流会を実施	病院局	経営管理課	令和元年度20回開催
【精神】インターネットやゲームの使用問題に悩む親の会(第5病棟)	ゲームやインターネットに没頭して不登校や家庭内暴力に発展するといったトラブルが社会的な問題になっている。インターネットやゲームの使用をテーマに、家族支援を実施	病院局	経営管理課	令和元年度10回開催
【精神】個別援助業務(家族問題援助)(療養援助部)	患者と家族との関係調整/離婚問題調整/家族教育への導入等	病院局	経営管理課	令和元年度534件
【ヤングケアラー】スクールソーシャルワーカー配置事業	経済的困窮や児童虐待など、児童生徒を取り巻く環境に起因する問題等に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置	教育局	生徒指導課	いじめ・不登校相談対策事業

## 3 ケアラー支援機関・者等への支援、育成(市町村・関係機関・事業者向けの研修・助言など)

事業名	内容	担当部局	担当課	備考
若者支援協議会運営等事業	ヤングケアラーを含む困難を抱える若者の支援を円滑に行うため、支援機関・団体のネットワークを形成し、情報共有や支援者のスキルアップ研修を開催する	県民生活部	青少年課	
市町村総合相談支援体制構築事業	分野ごとの相談支援機関等が連携して複合課題等に対応するため、市町村へのアドバイザー派遣、市町村間の情報交換の場の設定及び研修の実施により、市町村における総合相談支援体制の構築を支援する	福祉部	福祉政策課	
在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業費	医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介し、関係機関とつなぐ医療的ケア児等コーディネーター養成を実施する	福祉部	障害者支援課	
埼玉県相談支援体制整備事業	相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う	福祉部	障害者支援課	
家族介護者等支援事業	介護者からの相談に対応できる職員を養成するための研修を開催し、地域包括支援センターにおける介護者支援体制を強化する	福祉部	地域包括ケア課	
定期巡回・随時対応サービス普及促進支援事業	定期巡回・随時対応サービス事業所が、効果的な運営方法を吸収し、継続的かつ安定的経営ができるよう運営支援アドバイザーを派遣する。また、サービス普及のためケアマネージャー向けセミナーの開催、利用促進のため利用実例発表会を開催する	福祉部	地域包括ケア課	
地域支援事業交付金における家族介護支援事業	地域支援事業の任意事業として、各市町村が介護者交流会、介護教室など家族介護者支援事業を実施するうえでの、財政支援をしている	福祉部	地域包括ケア課	
地域包括ケアシステム支援事業(在宅医療・介護連携推進事業研修)	県医師会との共催により研修を開催し、市町村における在宅医療・介護連携の取組を支援する	福祉部	地域包括ケア課	
認知症ケア技術向上事業(在宅介護者向け研修会、市町村窓口向け研修会)	認知症の家族の介護者が「対応の基本」や「支援の方法」などを学ぶ研修会や、認知症のケアに関する相談に対応する市町村担当者や地域包括支援センター担当者向けの研修会を実施する	福祉部	地域包括ケア課	令和2年度は埼玉県老人福祉施設協議会に委託
認知症ケア支援事業(認知症ケア人材育成事業)	市町村が配置している認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動を支援するため、研修等を実施する	福祉部	地域包括ケア課	
高齢者虐待対策事業	高齢者虐待防止に関する普及啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくり等の体制整備を支援する	福祉部	地域包括ケア課	
成年後見制度利用促進事業	認知症高齢者など判断能力が低下した人の権利を擁護するため、市町村における成年後見制度利用の体制整備・強化の支援を行う	福祉部	地域包括ケア課	
在宅医療を担う医師の養成研修	訪問診療など在宅医療の実施を検討している医師を後押しするための研修を県医師会と協力して実施	保健医療部	医療整備課	
在宅緩和ケア充実支援事業	郡市医師会によるがん拠点病院等と地域の医療機関や介護事業所との連携体制の構築や在宅緩和ケアを提供できる医療・ケア従事者の育成を支援	保健医療部	医療整備課	
埼玉県小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業(ピアカウンセラー養成講座)	小児慢性特定疾病児等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児等を養育していた親等による助言及び相談等を行うためのピアカウンセラーを養成することにより、小児慢性特定疾病児等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る	保健医療部	健康長寿課	
仕事と生活の両立支援事業【出前講座】	専門の相談員が市町村の地域包括支援センターの担当者等を集めた研修会等に出向き、介護をしながら働くために知っておくべきこと、働くための法律やその他支援制度などを説明している	産業労働部	雇用労働課	(包括支援センター・市町村) ・H30年度:5件 ・R元年度:36件
仕事と生活の両立支援事業【アドバイザー派遣】	企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行っている	産業労働部	雇用労働課	・H30年度:1件 ・R元年度:32件
【がん】がんの集い	がん治療の啓発と普及を目的とし、県内各地で当センターの医師や看護師による講演会を実施	病院局	経営管理課	年3回程度実施
【がん】がん看護公開講座	都道府県がん診療連携拠点病院事業の一環として、地域におけるがん看護実践能力の充実および地域連携の強化を図り、がん看護の均てん化をめざして実施	病院局	経営管理課	年3回程度実施
【がん】地域緩和ケア勉強会	地域の緩和ケアの知識・技術の普及を目的とした緩和ケアの勉強会	病院局	経営管理課	年3回程度実施
【がん】緩和ケア研修会	埼玉県内のがん診療に携わる医師等が緩和ケアについての基礎的な知識を習得し、治療の初期段階から緩和ケアを提供できるよう研修会を実施	病院局	経営管理課	年1回程度実施
【がん】地域連携緩和ケアカンファレ	地域の緩和ケアの充実を図ることを目的とし、地域の医療・介護に従事されている方々と連携・協力に関するカンファレンスを開催	病院局	経営管理課	月1回程度実施
【がん】患者さん、ご家族対象セミナー	患者と家族を対象とした緩和ケアセミナーを実施	病院局	経営管理課	月1回程度実施
【がん】薬薬連携シンポジウム	薬の選択や服薬指導内容、薬薬連携の取り組みを共有し、地域で連携した緩和医療を促進するためのシンポジウム	病院局	経営管理課	年1回程度実施
【がん】薬薬連携勉強会	オピオイドや鎮痛補助薬などについて、主に地域薬局と共有していくための勉強会	病院局	経営管理課	年数回程度実施
【精神】精神保健福祉基礎講座(家族の理解と支援)	県内の精神保健福祉業務に従事する職員等を対象に、家族支援の必要性について学ぶための研修を実施	病院局	経営管理課	埼玉県立精神保健福祉センターと連携開催
【ヤングケアラー】児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業	虐待を受けた児童生徒への効果的な支援の在り方に関する研修を行い、児童生徒の心理面や学習面、生活面での支援の充実を図っている。また、保護者への児童虐待防止啓発も実施した	教育局	人権教育課	
【ヤングケアラー】ヤングケアラーに係る教職員等の意識啓発	市町村教育委員会に対し、ケアラー支援条例の内容及び教職員のヤングケアラーに関する認識を高め、学校における対応の必要性について周知した。また、公立学校の管理職(校長対象)研修及び人権教育担当者研修において、ヤングケアラーに関する情報提供及び学校における支援の在り方等について資料提供を行った	教育局	人権教育課	



## 4 その他

事業名	内容	担当部局	担当課	備考
認知症とともに生きる社会づくり事業 (埼玉県認知症施策推進計画の策定)	国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、埼玉県における認知症施策推進計画を策定する	福祉部	地域包括ケア課	
サービス付き高齢者向け住宅事業	状況把握(安否確認)・生活相談サービス等が付加されたバリアフリー構造の高齢者専用住宅のパンフレット作成、立入検査、事業者講習会の開催	都市整備部	住宅課	

## 1 ケアラーに関する普及啓発

各委員からの意見	備考
・『ケアラー』という意味を広く周知され、当事者の周囲の理解が必要と考える。	
・既存事業の強化(例:認知症サポーター養成講座のような、ケアラーサポーター養成講座)を展開して、周知と理解の促進に努める。	
・地域住民への啓発活動(ケアラーとは、またケアラーは支援の対象であるなど)としてパンフレットを作成して市町村の公的機関に置く、県庁HPの掲載や「彩の国だより」などに定期的に掲載する、地域包括支援センター、老人福祉センター、子育て支援センター、地域活動支援センターなどの各種センターでの啓発活動を行う、高校や大学などで学生に周知する機会を設けるなど。	
・介護をする、介護を受けることになった場合のことを、学ぶことも重要、公的制度、地域支援などを受け入れることが当たり前になるような土壌が必要	
・ケアラーの認知度の向上のため、スポットライトをあてる仕組みを考える必要がある	
・ケアラー及びケアラー支援の必要性について、可視化を図るため、広報・研修・講座の開催などにより、広域的な情報提供を行うこと。	
・社会全体のヤングケアラー支援についての意識を高めるため、県の広報誌や web ポータルサイト、TVCM や You tube 広告などを用いて、ヤングケアラーの概念や相談先を広報、周知するとともに、利用できる資源(高等教育への進学に際し利用できる制度の紹介なども含む)などについての情報提供を行う。	ヤング
・YCである子どもを発見し、確認することを促進するには、教員や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにヤングケアラー支援の必要性について周知することが必要である。	ヤング
・スクールソーシャルワーカーがYCのニーズや必要としている支援、利用可能なサービスや制度などを理解し、具体的な支援を展開していくことができるようにしていくことが必要である。	ヤング
・スクールソーシャルワーカーへの調査(アンケート、ヒアリングなど)を行い、YC支援のグッド・プラクティスの事例集を作成し、関係者に提供する。	ヤング
・学校で YC 支援を行ったグッド・プラクティスを集めて事例集を作成し、関係者に提供する。グッド・プラクティスを行っている学校を、表彰する。	ヤング
・校長など管理職の理解が必要である。そこで、学校の管理職にYC支援の必要性について周知することが必要である。	ヤング
・学校の管理職、教職員を対象としたヤングケアラー支援についての研修を実施する。	ヤング
・YC を発見できる場の一つは、子どもや家庭をサポートする機関である。	ヤング
・学校だけではサポートしきれない、子どもや家庭については、スクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会や子ども家庭支援センターと連携し、子どもや家庭が必要な支援を得られるようにしていくことが求められる。	ヤング
・スクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会を通して、子ども家庭支援部局、障害者福祉部局、高齢者福祉部局(特につながりにくい)などの関係部局と連携し、ヤングケアラーの家庭全体を支援できるしくみをつくる。	ヤング
・YCを発見することができる可能性がある、子ども家庭課の家庭児童相談員などの職員や要保護児童対策地域協議会の構成機関の職員に、YC 支援の必要性について周知する必要がある。	ヤング
・要保護児童対策地域協議会の構成機関にYC支援の必要性について周知することも重要である。	ヤング
・YCについて子どもに知らせる(説明会、ポスター、掲示板に情報など)、YC担当教員を学校内に置き、子どもに知らせる(例:藤沢市)、学校内に SOS 投稿ボックスを設置するなど、子どもが SOS を出すことを後押しする環境を作る	ヤング
・ケアを必要とする人を通してYCを発見することができる可能性がある。そこで、地域包括支援センター(高齢福祉サービス)、基幹相談支援センター(障害福祉サービス)、精神保健センター、生活困窮者支援センター(生活困窮者自立支援サービス)、医療機関などの、医師、看護師、MSW、保健師、ケアマネジャー等の職員に、YC支援の必要性について周知することが必要である。	ヤング
・子どもの身近にいる、家族や親族、近隣住民、民生・児童委員などは、YCを発見することができる可能性がある。そのため、市民や民生・児童委員に、YC支援の必要性について周知することが必要である。	ヤング
・子ども自身がYCであることに気付く機会を提供する	ヤング

## 2 ケアラーに対する支援

各委員からの意見	備考
・HPへの追加：埼玉県消費生活支援センター及び埼玉県消費生活支援センター熊谷	
・HPへの追加：成年後見制度等に関する専門職の相談窓口（該当する県ホームページへのリンク）	
・HPへの追加：セルフチェックシート	
・ケアラーが求める有益な知識や情報の提供（対面、パンフレットだけでなく、スマートフォンなどからいつでも見ることができる）	
・電話（ケアラー110番のようなもの）やオンライン等の相談の場	
・孤立しないでつながることができる仲間が集える場（オンラインも含む）	
・地域の医療・介護関連サービスの情報提供	
・同じ立場の若い世代が、気軽に参加し交流でき、介護や病気の情報も得ることのできるピアカウンセリングの場作り	
・ケアラーの心の準備や必要情報を収録した「ケアラー手帳」など、ケアラーへの支援ツールや情報サイトを作成・構築することおよび周知。	
・高齢者の地域包括支援センターのようなケアラー全般の総合相談に応じることのできるワンストップサービス機関の設置	
・ケアラー支援に関する広域的な電話相談や、情報提供窓口の設置が必要である。また、社会福祉法が改正され、「包括的な福祉サービス提供体制の整備」「市町村における包括的な支援体制の構築」が規定された。現在ケアラーとケアラー支援課題については、法制度がないことから、課題縦割りの福祉諸制度の下で、制度の谷間に沈みがちである。このため、包括的な福祉課題・総合相談事業の中に、ケアラー支援課題をきちんと位置付け、周知していく取り組みが不可欠である。	
・経済的支援	
・レスパイトケア	
・地域の医療・介護関連サービスの安定的な提供体制の整備（訪問看護・介護施設の経営や職員の定着支援）	
・平常時、災害時をとおしてのケアラー緊急時の要介護者・要支援者の緊急一時保護の受け皿を確保	
・ケアラーに事故等(新型コロナ感染を含む)ある時の、要介護者・要支援者の緊急一時保護の受け皿を確保すること。（緊急時のサポートフロアの確立）	
・ICTを用いた相談体制や各事業所との連絡体制の充実。（ケアラーへの必要機器の貸出し、使用方法のサポート等。）	
・労働施策担当部門と、地域包括支援センターなど、介護にかかわる現場の連携を図り、介護と仕事にかかる働き方相談や、就労支援などについての事業を実施する。	
・県内企業や経済団体、労働組合などに、ケアラーとケアラー支援についての情報提供を行うこと。	
・介護離職の抑制にテレワークの体制整備支援や就職斡旋	
・ケアラー向け、訪問健康診断の体制づくり	
・保育園や預かり保育等がスムーズに利用できる配慮が必要（更なる周知徹底）	
・育児と介護に関する手続きや相談窓口の一元化	
・ケアを行う為に遠距離を移動したり、あるいは近距離でも頻繁に移動する必要があるケアラーに対し、何かしらの支援策を	

・生計を維持している人が認知症等になった家庭の子どもの就学及び進学を保障する給付型の奨学金制度を充実させること	
・若年性認知症の人の子どもが小中高生の場合、若年性認知症支援コーディネーターやスクールカウンセラーを中心に、子どもの精神的な不安の軽減や進路相談に応ずるなどの支援体制を構築	
・ヤングケアラーが高等教育を受けられるような支援（大学や専門学校等に不安なく進学ができるような仕組み）	ヤング
・ヤングケアラーについても、社会福祉等、社会の制度や、活用できる支援なども学ぶ機会があればよい。	ヤング
・家族の病状が悪化するなど、困った時に相談できるスタッフや場所の設置	ヤング
・ケアについて安心して話したり相談できる相手と場所の確保	ヤング
・ヤングケアラーを学校や地域において支援するためのサービスやプログラムを開発する。（ケアについて安心して話したり相談できる相手と場所の確保、カウンセリング、ピアサポート）	ヤング
・家族のケアをしている他のヤングケアラーと話し合えること	ヤング
・ピアサポート	ヤング
・カウンセリング(情報提供含む)	ヤング
・学校で宿題や勉強をサポートしてくれる宿題クラブ	ヤング
・学校での支援プログラム(宿題クラブなど)	ヤング
・自分がケアをしている相手の病気や障害について、わかりやすく説明してもらえること	ヤング
・福祉サービスに関する情報がわかりやすく得られること	ヤング
・福祉サービスの人に会って話をすることができること	ヤング
・自分の代わりに家事やケアをしてくれる人がいること	ヤング
・自分の自由になる時間が増えるようなサポート	ヤング
・ケアからはなれて自由に過ごすレスパイト（休息）サービス	ヤング
・信頼して見守ってくれる大人がいること	ヤング
・学校の先生や他の生徒がヤングケアラーについて知り理解を深める機会があること	ヤング
・中高生が読んでわかるような言葉で福祉サービスについて説明するWEBサイトの作成	ヤング
・学校や子ども・家庭サービスや、障害福祉サービス、介護サービスなどの多機関・多職種が連携・協働して、YCとその家族を支援していくことができる体制を整えていくことが必要である。	ヤング
・ケアを必要としている人をサポートする医療・保健・福祉・介護サービス機関などがYCを発見した際の通告窓口を子ども家庭支援センターに置き、それらをこれらの機関に周知する。	ヤング
・YCが担っているケアや責任を適切なものとするため、YCとその家庭の支援ニーズを総合的に捉え分析・評価するアセスメントを行なう。	ヤング
・YCと家族に支援が必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議においてYCと家庭のニーズを確認し、必要な支援は何かを評価し、支援計画を立てる。	ヤング

・要保護児童対策地域協議会の個別支援会議において支援の実施状況をモニタリングし、必要があれば再アセスメントをし、支援計画を立て直す。	ヤング
・成人に移行することの支援(進学や就職等についての相談・支援、中学・高校卒業後も利用できる相談機会につなげていくことなど) など	ヤング
・進学・就職などの相談ができる機関・しくみ(電話、SNS など)	ヤング
・中学・高校卒業後(若者)も利用できる相談機会につながる仕組み	ヤング
・自分の将来のことを相談できる場があること	ヤング
・庁内の連携協力体制、関連諸機関・人の連携協力体制の整備	ヤング
・学校や地域におけるYCを支援するサービスと実施体制に関する社会資源の把握、開発・開拓およびモデル実施	ヤング

### 3 ケアラー支援機関等への支援

各委員からの意見	備考
・ケアラーとケアラー支援に精通した人材の育成が求められる。専門職、行政職員、事業者、市民の養成のため、研修テキストなどのツール作成や、研修・講座の実施を計画的に進めること。	
・看護・介護職員、介護支援専門員、相談支援専門員等への研修及び、福祉系事業所の管理者や事業主向けの研修等において、『ケアラー支援』に関する研修時間を県独自に設けるべき。(特に介護支援専門員と相談支援専門員)	
・県内専門職団体との協力・連携を図るため、専門職研修やテキストの提供などの協力、情報提供を行うこと。	
・テキストの作成や提供、県内のケアラー支援を行う団体のネットワーク作りや情報収集・提供について市民団体と協働して行うこと。	
・市町村への情報提供や、ツールの提供、人材養成支援を行うこと。また、市町村のケアラー資源・施策の把握を行うこと。	
・「ケアラー」を取り巻く伝統的な風潮にならないような、周知や理解を学ぶ場を配慮いただきたいと思います。	
・庁内の連携体制、関連諸機関・人の連携協力体制の整備	
・ケアラー支援に関する諸施策の適切な推進を目的とした会議体を設置する。	
・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを対象としたYC支援についての研修を実施する	ヤング
・市区町村がヤングケアラーの実態を把握し、ヤングケアラー支援の計画を立てる	ヤング
・市区町村でヤングケアラー支援が具体化するためには、市区町村が管轄地域にどのくらいヤングケアラーである子どもがいるかを把握することが必要である。	ヤング
・市区町村は、子ども福祉計画や高齢者福祉計画、障害者福祉計画などの各種福祉計画を立案する際に、ヤングケアラーの実態を把握し、子どもの実態に対応した計画を立てる(例 第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、藤沢市地域福祉計画)。	ヤング
・市区町村の子ども・子育て福祉計画や高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、地域福祉計画を策定・改訂する際に、YC支援を含んだ計画を立案できるよう、調査に関する技術提供をするとともに、計画立案を支援する。	ヤング
・市区町村の子ども家庭課職員を対象としたヤングケアラー支援についての研修	ヤング

<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2019)は「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」(子家発 0704 第1号)において、「ヤングケアラーの概念について、要対協調整機関は、構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、要対協に登録されている子どもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を共有してアセスメントすることが重要である」としています。また、これについて、「都道府県にあっては、管内市区町村(指定都市・中核市を除く。)に対して周知していただくよう併せてお願いする」と要請している。</li> <li>これに基づき、市区町村の子ども家庭課の家庭児童相談員などの職員を対象とした研修において、ヤングケアラーの概念及びアセスメント、支援計画、支援、モデル的な要保護児童対策地域協議会での取り組みについて周知するための研修を行う。</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援・ヤングケアラー支援に取り組んでいる団体が行っている活動については、その実態を把握し、適切かつ効果的に自治体や関連機関と連携して推進できるよう研修、情報提供、助言、その他の必要な施策を講ずる。</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記についてのモデル実施(県レベル、市町村レベル)</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラー支援に関する諸施策の適切な推進を目的とした会議体を設置する。</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラー支援に関する諸施策の適切な推進を目的とした会議体を設置する。</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・YC支援に関わる社会資源(行政、学校、民間)の把握</li> </ul>	ヤング

## 4 その他

各委員からの意見	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアラーの存在率、実態、支援ニーズ、施策の効果を把握する調査、全国の先駆的事例調査などを定期的実施する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県障害者支援計画、埼玉県子育て応援行動計画等に『ケアラー支援』に関する事項を記載。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期、埼玉県地域福祉支援計画、埼玉県高齢者支援計画、埼玉県障害者支援計画、埼玉県子育て応援行動計画等に『ケアラー支援』に関する事項を記載。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの県内存在率、実態、支援ニーズ、施策の効果を把握する調査を定期的実施する。(YC、教職員、関係機関、関係団体等)</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーに関しては、養護教員も把握していると思うので、中学校・高等学校の養護教員への調査があっても良いのではないかと</li> </ul>	ヤング
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の子育て応援行動計画、地域福祉支援計画、高齢者支援計画、障害者支援計画、青少年健全育成・支援プラン等へのYC支援の記載</li> </ul>	ヤング